



海と文化の交差点・共創のまち浜田

広報
はまだ

はまだ

2005

6/1日号

No. 1381

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

E-mail: info@city.hamada.shimane.jp

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



4月29日(祝)、浜田の春を彩る、「浜っ子春まつり」が各商店街を舞台に開催され、大勢の人でにぎわいました。みなと保育園児によるかわいいこどもやっこ隊も元気よく参加し、まつりを盛り上げました。

主な内容

- ◇水道週間……………2
- ◇利用してください情報公開制度・個人情報保護制度 ……4
- ◇おめでとうございます！春の叙勲……………5
- ◇子育て&健康ひろば……………8~11
- ◇古着・古布の分別収集……………12

浜田市市民憲章

昭和五十五年十一月三日制定

- わたくしたちは 日本海の美しい自然と
温かい人情を誇る浜田市民です
明るい豊かな浜田をつくるために この
憲章を定め力をあわせて進みます
- きまりを守り よい習慣を育て
きれいな住みよいまちをつくります
- 働く喜びをもち 産業をおこし
豊かなまちをつくります
- からだを鍛え 健康で
平和な家庭をつくります
- 教養を高め 若い力を伸ばし
清潔で活力あるまちをつくります
- 老人をうやまい こどもを大切にし
明るい社会をつくります

水道

週

6月1日(水)～7日(火)

「水道水 まちのすみまで 未来まで」

水道について、広く国民の理解と関心を高めるため、今年も第47回「水道週間」が6月1日から7日まで実施されます。

水道事業は、独立採算制で、その事業によって得られる収入で支出をまかなっています。従って、将来展望にたった施設

の整備、日常の維持管理などを行っていくためには多額の経費が必要で、この経費は税金ではなく皆さんに支払ってもらおう水道料金と長期の借入金でまかなわれています。この借入金の返済は、水道料金の中から少しずつ返済し、経営しています。

このように水道事業は、皆さんの深い理解と協力によって支えられながら、さらに大きく成長し、快適で文化的な生活を営んでもらうため、努力しています。今後とも経営の効率化と健全化に心がけ、市民の皆さんに愛される水道であるように努力していきます。

今後とも一層の理解と協力を願っています。

皆さんへのお願い

○家庭の水道工事の申し込み

給水装置の新設、増設、改造、修理などは、市の指定工事事業者(別表参照)に申し込んでください。水道工事に必要な手続きを代行してもらうことができます。

※ 市の配水管から分岐して引き込みされている給水管は、量水器(メーター器・市が管理)

を除いて皆さんの所有物ですので(別図参照)、修理、維持管理は皆さんの責任で行ってください。ただし、第一止水栓までの漏水や破損は、市が維持管理上修理します。

○住居の移転

住居を移転するときは、事前に市水道部まで連絡してください。

○水道の故障

家庭の水道が故障したときは、

市の指定工事事業者(別表参照)に申し込んでください。なお、休日、夜間の場合は、浜田ガス水道工事(☎0737)へ申し込んでください。

○工事に伴う断水

水道本管の破裂などの突発事故での断水は、断水の広報が行き届かないことや、濁り水、工事騒音などでご迷惑をおかけすることがありますが、ご協力をお願いします。

○検針へのご協力

量水器(メーター器)付近に物を置かないでください。また、犬は出入口や量水器から離れた場所にごないであごってください。

○漏水発見のご協力

漏水した水の料金は使用者の負担となりますので、1か月に2～3回は調べてください。蛇口を全部しめて、量水器文字盤についている銀色のパイロットが少しでも回っていれば漏水しています。すぐに市の指定工事事業者(別表参照)に連絡し修

理してください。

○貯水槽水道の維持管理

水道法の改正により、貯水槽水道の設置者は、清掃、点検、検査などの維持管理を行う必要があります。貯水槽の清掃などは、1年に1回は行ってください。

★ 水質検査計画、水質検査結果については、浜田市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先

美川浄水場(☎0690)

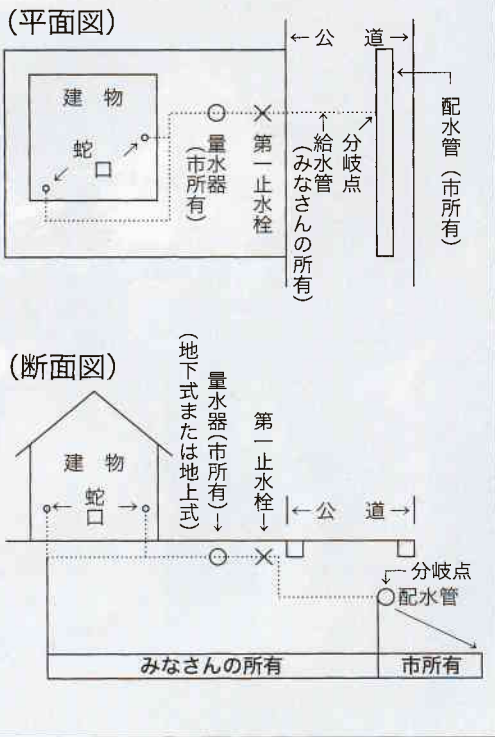
施設の見学ができます！

美川浄水場では、グループでの見学も受け付けています。場内の庭園に設けられた池では、市民の皆さんから寄付していただいた錦鯉が泳いでおり、来場者の目を楽ませてくれます。

申し込み先

美川浄水場(☎0690)

説明図



市の指定工事事業者

平成17年5月1日現在 (50音順)

業者名	住所	電話	業者名	住所	電話	業者名	住所	電話
(有) 相生設備	長沢町	②2747	坂本設備	国分町	②1251	東洋設備(有)	浅井町	②31685
(有) アイシーエス	益田市	0856②1288	(有) ささき設備	江津市	0855⑤2080	(株) 中島水道	港町	②31315
(株) アサ・テクノ	広島市	082-229-5311	山陰クボタ水道用材(株)浜田営業所	下府町	②4170	(有) 日伸水道	金城町	④1752
(有) 旭設備	旭町	④50022	山陰水道工業(株)浜田営業所	長沢町	②1299	浜田ガス水道工事(株)	港町	②0737
(有) 安藤設備	高佐町	②6587	山陰冷暖(株)益田営業所	益田市	0856②6488	浜田マル井(株)	熱田町	②61250
今市水道(株)大田営業所	大田市	0885⑤7163	山陽空調工業(株)島根支店	大田市	0854②3311	豊生建設(株)浜田営業所	折居町	②73582
(合資)石見水泉社	浅井町	②0783	シンセイ技研(株)浜田営業所	長沢町	②8566	マル井設備(株)	熱田町	②60416
イフミ水道(有)	江津市	0855②0788	石州金城設備	金城町	④1756	マル井設備(株)江津支店	江津市	0855⑤23319
(株)内村電機工務店益田営業所	益田市	0856②1677	石州水道工事(株)	江津市	0855⑤2176	(株)三浦工務店	天満町	②2135
M K 水道	三隅町	③1172	(有) 第一設備	国分町	③2567	(株)三隅ガスセンター	三隅町	③1034
大原技研(有)	生湯町	②7710	(株)大広設備	長沢町	②1704	(株) 免 出	広島市	082-271-1555
角田工業(株)	益田市	0856⑤2780	(有)ダイヤ環境衛生	黒川町	③1169	ヤマオカ設備	三隅町	③1717
勝田土地開発(有)	佐野町	④0389	ダン環境設備(株)	長沢町	②6548	温泉津管工事	温泉津町	0855⑤3985
江津水道工事(有)	江津市	0855⑤2016	中国設備(株)	原井町	③0140	(有)横田水道	江津市	0855⑤33276
(株)合同ガスセンター	下府町	③0170	(株)中電工浜田営業所	殿町	②2740			
五大設備(有)	江津市	0855⑤2890	(株)電設サービス	黒川町	②2954			

放流サイレンについて

梅雨時期を迎え、浜田川上流の浜田ダム、周布川上流の周布川ダム、大長見ダム、長見ダムに貯水している水を放流することがありますので注意してください。

放流を始めるときは、放流10分～30分前にサイレンを鳴らします。車での広報も行います。

問い合わせ先 総務課防災交通係
(☎内線325)

ダム放流サイレンの鳴らし方

浜田川	1分間鳴らし20秒休み-3回繰り返し (1回目) (2回目) (3回目)
浜田ダム	←1分間→ ←1分間→ ←1分間→ 20秒 20秒
周布川	1分間鳴らし20秒休み-4回繰り返し (1回目) (2回目) (3回目) (4回目)
周布川ダム 大長見ダム 長見ダム	←1分間→ ←1分間→ ←1分間→ ←1分間→ 20秒 20秒 20秒

おいしい水の水質条件と浜田の水道水の比較

平成16年6月 検査

水質項目	水質基準	おいしい水の基準	浜田の水道水
蒸発残留物	500mg/ℓ以下	50~200mg/ℓ以下	66~114mg/ℓ
硬度	300mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	23.3~46.8mg/ℓ
有機物など	5mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	0.2~0.5mg/ℓ
塩素イオン	200mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	8.5~23.4mg/ℓ
鉄	0.3mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.02~0.04mg/ℓ
P H 値	5.8~8.6	6.0~7.5	6.6~7.6
味・臭 気	異常でないこと	異常でないこと	異常なし
水 温	水質基準なし	20℃以下	18.0~23.0℃

蒸発残留物 水に含まれている物質の量 味覚の基準
 硬度 カルシウム、マグネシウムなどの量 味覚の基準
 有機物など 過マンガン酸カリウム消費量 味覚の基準
 塩素イオン 味覚の基準
 鉄 色合いの基準
 PH値 水素イオン濃度 (アルカリ、酸性度)

メーターの取り替えを行います

水道部では、6月から11月にかけて有効期限(8年)が満了になる約3,300か所の水道メーター(量水器)の取り替えを市内一円で行います。
 取り替え作業は、水道部が委託した市内指定業者が行いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

問い合わせ先 水道部業務係
(☎内線264・265)



第28回 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町 合併協議会

日時 6月14日(火) 午後1時30分開会

場所 旭センター (旭町)

※ どなたでも傍聴できますので、気軽に参加してください。(ただし、傍聴できない場合もあります。)

問い合わせ先 市町村合併推進室(☎内線336)

平成16年度情報公開の実施状況

(1) 開示請求

実施機関	開示請求件数	決定区分		
		全部開示	部分開示	不開示
議会	1	1	-	-
市長	総合調整室	-	-	-
	総務部	2	2	-
	企画財政部	-	-	-
	経済部	-	-	-
	建設部	1	1	-
	福祉環境部	-	-	-
消防部	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-
教育委員会	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-
水道部	-	-	-	-
合計	4	2	2	-

(2) 不開示理由

不開示該当条項		件数
第7条	第1号 法令秘情報	-
	第2号 個人情報	-
	第3号 法人等事業情報	2
	第4号 犯罪予防、捜査等情報	-
	第5号 審議・検討・協議情報	-
	第6号 事務事業情報	-
不存在	-	-
条例10条	存否応答拒否	-

(3) 不服申立て なし

消費者を取り巻く環境は、複雑多様化し、商品の購入やサービスに対してトラブルに巻き込まれることが多くなっています。詐欺的な悪質商法も横行しその手口も巧妙化しています。

消費者被害の未然防止のために身近な地域で相談に応じることが出来る専門知識を有する「消費者リーダー」を育成するため、年6回の講座を開設します。

講師陣がわかりやすく講義します。

講習会

平成17年度 消費者リーダー育成

日時 6月4日・18日
7月9日・23日
8月6日
9月10日

いずれも土曜日 計6回
午後1時30分～4時30分

場所 6月 県立大学交流センター研修室
7・8・9月 総合福祉センター会議室

定員 30人

料金 無料

申し込み・問い合わせ先
県環境生活総務課消費生活室
(☎0852-225103)
環境課環境保全係
(☎内線256)

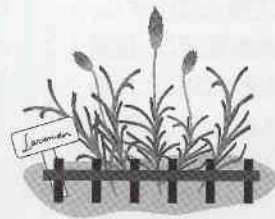
情報公開制度

市が保有する情報（公文書）について「こんなものが見たい、知りたい」と思うときに、請求することができる制度です。市が保有する情報は、原則公開することと個人情報保護を最大限保護することを基本に公正で開かれた市政と市民参加によるまちづくりを推進することを目的として平成12年10月1日から実施しています。

ご利用ください ☆ 情報公開制度・個人情報保護制度

個人情報保護制度

個人情報を通正に取り扱つために必要なルールを定めることと市が保有する自己に関する個人情報の開示を請求したり、誤っている場合に訂正を請求したり、条例に違反して利用されている場合に利用停止を請求したりすることが出来る制度です。個人の権利利益を保護することと公正で信頼される市政を推進することを目的として平成16年4月1日から実施しています。



平成16年度は、情報公開条例に基づき公文書開示請求は、4件ありました。その内訳は、左表のとおりです。個人情報保護条例に基づき請求は、ありませんでした。

問い合わせ先 総務課行政管理係 (☎内線320)

平成16年度 「浜田地区広域行政組合電子計算組織に 係る個人情報の保護に関する条例」 の運用状況

処理状況

自己の個人情報に係る開示の請求	0件
個人情報の訂正または削除の請求	0件
苦情の申出または相談	0件

個人情報を記録する業務名

平成17年3月31日現在
人事、給与、財務会計、介護保険

問い合わせ先

広域行政組合介護保険課庶務係
(☎☎1520)

おめでとくございませす

春の叙勲

春秋叙勲

瑞宝双光章



半田浄さん
(76歳・殿町)
○更生保護功勞

瑞宝双光章



藤田和正さん
(73歳・長沢町)
○気象業務功勞

瑞宝双光章



室崎富恵さん
(70歳・栄町)
○社会福祉功勞

瑞宝単光章



才下信市さん
(73歳・熱田町)
○消防功勞

瑞宝単光章



大埜正人さん
(68歳・治和町)
○消防功勞

危険業務従事者叙勲

人権擁護委員制度をご存知ですか？

人権擁護委員の主な仕事は、私たちの人権が侵されないように監視し、もし人権を侵された人がいた場合には相談相手として救済にあたり、正しい人権の考え方を広めることです。

人権相談

日時 毎週水曜日(ただし、11月23日、12月28日は休止)

午前10時～午後3時

場所 市役所201会議室

料金 無料

※ 秘密は守られます。気軽に相談してください。

《人権擁護委員》

- 和田 昌明さん(松原町)
- 西井久美子さん(高田町)
- 城 悦子さん(黒川町)
- 井川 善吉さん(杉戸町)
- 宮下 義重さん(熱田町)
- 長見 邦尚さん(西村町)
- 平野 光徳さん(内村町)
- 今田 英雄さん(下府町)
- 佐々木武兵衛さん(下有福町)

行政相談

行政相談も同会場で行っています。

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、苦情がある、困っていることがある・どこに相談してよいか分からない、といったことがあれば、気軽に相談してください。

《行政相談委員》

○新井 和子さん(真光町)

○野坂 哲治さん(長浜町)

環境

市民一斉清掃でまちをきれいに!!

毎年6月は環境月間です。これまで地域で市民一斉清掃を実施され大きな成果をあげています。

きれいな住みよいまちづくりを目指し、今年も皆さんが住んでいる地域での市民一斉清掃への協力をお願いします。

町内会での清掃に合わせ、アパート、住宅に住んでいる人も参加をお願いします。また、事業所やアパートの管理者は従業員や居住者に積極的な参加の呼びかけをお願いします。

問い合わせ先
環境課環境保全係
(☎内線256)

助成

道路・河川愛護団体の活動

県土木協会では、県内の道路および河川愛護団体の育成、ならびに活動の活性化に役立つ事業に対して、審査のうえ支援助成を行っています。

この助成事業は、地域の皆さんに道路・河川に対する愛護意識の向上と普及により、地域の環境がより良くなることを目的としています。

なお、申請件数によっては助成できない場合があります。

助成額 1団体5万円まで(ただし、食料費は助成対象としません。)

対象事業

①団体の記念事業、環境整備事業

②そのほかの事業

申込締切日 6月15日(水)

申し込み・問い合わせ先

建設企画課国県事業係

(☎内線413)

